

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から14年12月までは17万円に、15年1月から16年2月までは18万円に、同年3月から同年9月までは20万円に、同年10月から17年2月までは19万円に、同年3月から同年8月までは20万円に、同年9月から18年2月までは19万円に、同年3月から19年8月までは20万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は14万7,000円、同年12月22日は15万2,000円、16年8月11日は16万円、同年12月22日は17万5,000円、17年8月11日は17万円、同年12月22日は21万4,000円、18年8月11日は23万円、同年12月20日は25万円、19年8月31日は24万円、同年12月25日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年8月8日  
③ 平成15年12月22日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月22日  
⑥ 平成17年8月11日  
⑦ 平成17年12月22日  
⑧ 平成18年8月11日  
⑨ 平成18年12月20日  
⑩ 平成19年8月31日

⑩ 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②、③及び⑤から⑩までの標準賞与額について、実際に支給された金額と比較して年金記録が低額となっており、申立期間④については、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 13 年 8 月から 16 年 6 月までについては、給料台帳等の保険料控除を確認できる書類は存在しないが、オンライン記録において、申立期間①の始期である 13 年 8 月に申立人の標準報酬月額が 17 万円から 13 万 4,000 円へと著しく低下していることが確認できること、その前月に当たる 13 年 7 月と同等の額の給与が、同年 8 月から同年 12 月まで、申立人の預金口座に振り込まれていたことが申立人の所持する預金通帳から確認できることから、同期間について、申立人は、平成 13 年 7 月の標準報酬月額である 17 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと推認できる上、この場合、計算された社会保険料控除額は、平成 13 年分給与支払報告書と符合する。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月から 16 年 6 月までについても、給与の振込額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えている上、平成 14 年分、15 年分及び 16 年分給与支払報告書の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成 16 年 7 月から 19 年 8 月までについては、申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の預金通帳、給与支払報告書、給料台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成13年8月から14年12月までを17万円に、15年1月から16年2月までを18万円に、同年3月から同年9月までを20万円に、同年10月から17年2月までを19万円に、同年3月から同年8月までを20万円に、同年9月から18年2月までを19万円に、同年3月から19年8月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、上記の関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の関連資料で確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②及び③について、平成15年分給与支払報告書の社会保険料控除額は、当該年におけるオンライン記録の標準賞与額に見合う社会保険料額を超えていることが確認できる。

また、申立人が所持する預金通帳及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間④について、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められ、申立期間⑤から⑪までについても、申立人の賞与額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑪までの標準賞与額については、上記の預金通帳、市県民税課税台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成15年8月8日は14万7,000円、同年12月22日は15万2,000円、16年8月11日は16万円、同年12月22日は17万5,000円、17年8月11日は17万円、同年12月22日は21万4,000円、18年8月11日は23万円、同年12月20日は25万円、19年8月31日は24万円、同年12月25日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、複数の者についても、申立人と同様にオンライン記録における標準賞与額

に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていることから、事業主は、上記の関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月、同年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月及び同年7月  
② 平成3年9月

平成5年頃に、母がA市役所にて、国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、3年6月から4年4月までの国民年金保険料を、同市役所から郵送されてきた納付書にて、同市役所の窓口にて数回に分けて納付してくれた。同市役所の職員に、3年5月分以外の保険料は納付できると言われ、同年6月以降の未納となっていた全ての期間の保険料を納付してくれたはずなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を平成5年9月6日に行っていることが確認でき、この加入時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、同市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の保険料が、5年11月12日に納付されていたが、この時点において、同期間の保険料は時効により収納できないため、時効完成前の平成3年10月分の保険料に充当されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、申立期間当時の納付状況を具体的に記憶していない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月10日から同年12月1日まで  
② 昭和41年12月26日から42年2月1日まで

夫は、昭和37年11月10日から41年4月25日までの期間においてA社に勤務していたはずである。また、同日から42年2月1日までの期間はB社C出張所に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様に、B社において被保険者資格を喪失し、約1か月後にA社において被保険者資格を取得している同僚が二人確認できるところ、これらの同僚は「自身は、B社を退職後、A社に就職した。また、B社からA社へ出向又は転勤した従業員がいたと聞いたことは無い。」と証言している。

また、B社は、「申立人は、退職後來社した際に、友人を頼りにD県に行き、A社に就職したと述べていた。」と回答している。

さらに、A社は、当時の資料が保管されておらず、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B社は、「申立人は、退職後來社した際に、E県で就職するために、B社C出張所を退職して、1か月か2か月後、B社に再就職したと述べていた。」と回答している。

また、B社は、当時の資料は保管されておらず、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。